ADRA Japan 寄付受入・管理規程

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　本規程は、特定非営利活動法人 ADRA Japan（以下「当団体」という。）が受入れる寄付金および物品その他の寄付（以下「寄付」という。）について、寄付者の意思を尊重しつつ、適正かつ透明性の高い管理及び運用を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本原則）

第 2 条　当団体は、寄付者の善意及び意思を尊重するとともに、その信頼に応えるため、寄付を公益目的のために誠実かつ効果的に活用するものとする。

2　寄付の受け入れ及び管理に当たっては、法令、定款及び当団体の諸規程を遵守し、説明責任及び透明性の確保に努める。

第 2 章　寄付の受入れ

（寄付の受入れ）

第 3 条　当団体は、その理念及び目的に賛同して提供される寄付を受入れるものとする。

2　当団体は、法令若しくは公序良俗に反する寄付[1]、当団体の理念若しくは活動目的に反する条件が付された寄付[2]、その他受け入れが適当でない可能性が認められる寄付については、別添 1 に示す、寄付受入れ前のデューデリジェンス（寄付者適格性調査）手続きを行い、その受入れを辞退することができる。

3　高額その他別添 1 に定める寄付については寄付者適格性調査を実施し、受入れの可否を慎重に判断する。

4　当団体は、寄付の受け入れをもって、寄付者又はその製品若しくはサービスを推奨又は支持するものではない。また、寄付者は、寄付を行ったことをもって、当団体の運営又は事業に関する特別な権利又は利益を取得し、又はその意思決定に関与するものではない。

5　当団体は、第 2 項又は第 3 項に該当することが判明した場合、その他寄付を受け入れることが適当でないと認められる場合には、寄付を辞退し、又は受領後に返還することができる。返還又は辞退に当たっては、個別の事情を踏まえ、必要に応じて寄付者

---

[1] 「法令若しくは公序良俗に反する寄付」とは犯罪による収益・反社会的勢力（暴力団・テロ組織・そのフロント企業等）からの寄付などを意味する。

[2] 「当団体の理念若しくは活動目的に反する条件が付された寄付」とは、人々の尊厳・中立性・公平性などに反する条件であり、例えば、正当な理由なしに特定商品の購入の条件が付される寄付などが含まれる。

に説明を行うものとする。

（寄付者の意思の確認及び尊重）

第４条　当団体は、寄付の受け入れに当たり、寄付者の意思を当団体が定める方法により確認するとともに、その意思を尊重して寄付を管理及び活用するものとする。

２　未成年者から寄付を受け入れる場合、当団体は寄付の内容、金額、その他の事情を勘案し、必要に応じて保護者の同意を確認するものとする。

３　未成年者本人又はその法定代理人から寄付の取消しに関する申し出があった場合は、個別の事情を確認の上、適切に対応するものとする。

第３章　寄付の区分

（寄付の区分）

第５条　寄付は、次の各号に区分する。

(1) 一般寄付

(2) プロジェクト指定寄付

（一般寄付）

第６条　一般寄付とは、寄付者が当団体の活動全般を支援することを目的として行う寄付又は特定の事業もしくはプロジェクトへの使途を指定しない寄付をいう。

２　寄付者が使途について当団体が定める方法により指定しなかった場合は、一般寄付として取り扱う。ただし、寄付者の意思について疑義がある場合は、当団体は可能な限り適切な方法によりその意思を確認するものとする。

３　募集要項等において一般寄付として募集する寄付は、一般寄付として取り扱う。

（プロジェクト指定寄付）

第７条　プロジェクト指定寄付とは、寄付者が特定の事業又はプロジェクトへの活用を希望して寄付する寄付をいう。

２　プロジェクト指定寄付の管理については、「プロジェクト指定寄付金管理規約」の定めるところによる。

第４章　寄付の活用

（一般寄付の使途）

第８条　一般寄付は、当団体の目的を達成するため、次の各号に掲げる費用に充当するものとする。

(1) 災害対応、国際協力その他の公益目的事業

(2) 緊急的に必要となった事業

(3) 新たな事業の立ち上げ及び事業の継続
(4) 寄付管理、広報、ファンドレイジングその他事業運営に必要な管理費
(5) 団体の運営管理及び財務基盤の維持に必要な費用
(6) その他、当団体の目的を達成するために必要な費用

（利益相反の防止）

第 9 条　当団体は、寄付の受け入れに当たり、寄付者又は役員等との間で私的な利害関係が生じ、又は寄付により団体の意思決定の公正性・独立性が損なわれるおそれがある場合は、理事会において適切に審議し、公正かつ透明性のある対応を行うものとする。

（寄付者への説明）

第 10 条　当団体は、寄付募集に当たり、寄付の区分及び使途について、ホームページその他適切な方法により寄付者へ周知するよう努める。

第 5 章　管理

（適正管理）

第 11 条　寄付は、会計上適切に区分して管理し、必要に応じてその使途を確認できる状態を維持する。

2　寄付の管理責任者は事務局長とし、会計担当者と連携して適正な管理を行うものとする。

3　当団体は、寄付者名簿その他寄付管理に必要な記録を作成し、関係法令及び当団体の諸規程に従い適正に保存・管理する。

（領収書の発行）

第 12 条　当団体は、寄付を受領したときは、寄付者の求め又は当団体が定める方法により領収書を発行するものとする。

2　領収書には、寄付金額又は寄付物品の名称及び数量（必要に応じて評価額）、受領日その他必要な事項を記載する。

（個人情報の保護）

第 13 条　当団体は、寄付者から取得した個人情報を、関連法令および当団体の個人情報保護方針に基づき、安全かつ適正に管理する。個人情報は、寄付の管理、寄付者との連絡その他当団体の個人情報保護方針に定める目的の範囲内で利用するものとする。

（情報公開）

第 14 条　当団体は、寄付の管理及び活用について、年次報告書、財務諸表、ホームページその

他適切な方法により情報公開に努める。

第 6 章　雑則

（委任）

第 15 条　本規程に定めるもののほか、寄付の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第 16 条　本規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則

本規程は、2026 年 8 月 9 日から施行する。

別添１：寄付に関するデューデリジェンス（寄付者適格性調査）手順および寄付受け入れに関する基本原則

1　目的

この手順は、「寄付受入・管理規程」第3条に基づき、寄付者及び寄付の適格性を確認し、当団体の理念、法令遵守及び社会的信用を維持するために必要な調査及び判断基準を定めるものとする。

2　調査対象

次のいずれかに該当する場合は、デューデリジェンス（寄付者適格性調査）を実施する。

（1）寄付の受入れについて疑義がある場合

（2）100万円以上の高額寄付その他当団体が重要と判断する寄付

（3）法人その他の団体からの寄付で、必要と認める場合

（4）その他、理事長が必要と認める場合

なお、必要に応じて、寄付者に対し寄付受領確認書、本人確認書類（KYC）、寄付の目的又は資金の出所に関する資料その他必要な書類の提出を求めることができる。

3　確認事項

寄付者適格性調査においては、次の事項を確認する。

（1）寄付の出所及び資金源

（2）寄付目的と当団体の理念、目的及び事業との整合性

（3）寄付者の本人確認又は法人・団体の実在性、組織実態及び主要な事業活動

（4）寄付者について、国際規範・法令・公序良俗に反する活動又はその疑義の有無

（5）人権、環境、労働、腐敗防止その他企業倫理に関する重大な社会的懸念の有無

（6）利益相反のおそれの有無

（7）当団体の社会的信用又はレピュテーションへの悪影響の有無

（8）寄付者の国際的な制裁対象への該当の有無

（9）その他、当団体が必要と認める事項

4　受入れを認めない寄付

当団体は、次のいずれかに該当すると認められる寄付は受け入れない。

（1）違法な収益に由来する寄付

（2）反社会的勢力、テロ組織その他これらに準ずる組織又はこれらと関係を有する者からの寄

付

（3）法令又は公序良俗に反する活動に由来する寄付

（4）当団体の理念及び目的に著しく反する活動に由来する寄付

（5）その他、受け入れることにより当団体の法令遵守又は社会的信用を著しく損なうおそれがある寄付

5　慎重審査事項

次のいずれかに該当する場合は、寄付の受入れについて慎重に審査する。

（1）重大な法令又は規制違反が認められる場合

（2）人権、環境、労働、安全又は企業倫理に関する重大な社会的懸念がある場合

（3）マネーロンダリング、贈収賄、汚職その他の不正行為に関する懸念がある場合

（4）利益相反のおそれがある場合

（5）当団体の社会的信用又はレピュテーションに重大な影響を及ぼすおそれがある場合

（6）その他、理事長が慎重な審査が必要と認める場合

前各項に掲げる事項は、寄付受入れの可否を判断するための主な確認事項であり、当団体は、個別の事情を総合的に勘案して判断するものとする。

6　受入れの決定

寄付者適格性調査の結果を踏まえ、必要に応じてADRA Japan運営管理委員会又は理事会で協議の上、寄付受入れの可否を決定するものとする。